

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 40 号

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部  
改正について

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部  
を改正する条例

函館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年函館  
市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、同条第 6 号  
中「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第  
5 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の  
1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴う人事行政の運営の状況の公表事項に関する規定の整備等をし、および行政不服審査法の全部改正等に伴い規定を整備するため